

条 例 見 直 し 調 書

作成年度	平成 20 年度
------	----------

条例名	神奈川県政功労者に関する条例		
条例番号	昭和 26 年神奈川県条例第 11 号	法規集	第 1 編第 1 章第 3 節
所管部局室課	総務部人事課		
条例の概要	県政功労者の指定、選考、位置付け等を定めている。		
検討	視点	検討内容	備考
	必要性 〔現在でも必要な条例か。〕	県政に功労のあった者に対して、その功績に酬いるための制度であり、引き続き県政に協力を求めるために必要な制度である。	
	有効性 〔現行の内容で課題が解決できるか。〕	県政に功労のあった者に対して、その功績に報いるための制度として有効な制度である。 また、公式の式典に参列を求める等、県政への協力もお願いしております、有効である。	指定の状況 平成 20 年 8 月 1 日現在 228 名
	効率性 〔現行の内容で効率的といえるか。〕	功労者の待遇については、条例規定事項ではないが、これまで功労金の廃止や、県職員の指定を限定するなど、見直しを行っており、必要最小限となっている。	
	基本方針適合性 〔県政の基本的な方針に適合しているか。〕	県政に功労のあった者に対して、その功績に報いるための制度であり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。	
	適法性 〔憲法、法令に抵触しないか。〕	県政に功労のあった者に対して、その功績に報いるための制度であり、その内容は、憲法、法令に抵触するものではない。	
その他			
見直し結果	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	理由	特記事項
		現行条例の適用上、現時点における課題は見受けられない。	
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 